

第3回 江南市市民自治によるまちづくり
基本条例推進委員会会議録（概要）

日 時 平成24年5月23日（水） 午後1時30分～午後3時49分

場 所 江南市役所 第2委員会室

出席委員（10名）

会長 中 田 實	委員 古 田 富士夫
委員 野 下 達 哉	委員 森 ケイ子
委員 庄 田 圭 介	委員 河 井 照 夫
委員 早 瀬 裕 子	委員 黒 岩 義 光
委員 波多野 敬 子	委員 尾 関 安 巳

欠席委員（1名）

委員 沢 田 和 延

事務局

地域協働課長	大 竹 誠
地域協働課 協働推進グループリーダー	坪 内 俊 宣
地域協働課 協働推進グループ	木 村 美 彩

次 第

議題

1. 市民参加条例について
2. その他

配付資料

1. 資料1 市民参加条例調
2. 資料2 政策提案制度
3. 資料3 江南市の市民参加条例の考え方（案）

○会長 月日が経過しています。今後どのようにしていくのか。きょうは中身に入っていきます。その前に、まずは、メンバーの交代について説明してください。

○地域協働課長 それでは、きょうお配りいたしております資料の中に、委員名簿があると思いますが、前回まではございました平松委員さんのお名前がございません。先般、平松委員さん辞職をされました。後任委員につきましては現在調整中でございます。次回の委員会までには後任の委員をお願いしていきたいと思っております。

次に、経営企画部長が委員として参加しておりますが、今回人事異動により代わりましたので、新たな委員であります部長の方から自己紹介をさせていただきます。

○尾関委員 (省略)

○地域協働課長 また、事務局の方も異動がありましたので報告をさせていただきます。協働推進グループの川上暁子が保険年金課に異動になり、新規採用職員でございます木村美彩が後任になりましたのでよろしく申し上げます。以上でございます。

1. 市民参加条例について

○会長 まず送っていただいた資料の中身についてご紹介いただいて、その中で、きょうの議論のポイントを絞ってということにしたいと思います。

○地域協働課長 それでは続けて説明させていただきます。前回、市民政策提案制度というものに関心が集中していたかと思えます。今回、全国の市民参加条例と市民政策提案制度について調べました。その報告をします。事前にお配りしました資料1、「市民参加条例調」でございます。全国で51の自治体で市民参加条例につきましては、制定済あるいは、平成24年10月に施行ということでございます。都道府県別で見ますと、埼玉県8、北海道7、千葉県5、神奈川4、兵庫4、東京4、愛知県4、岩手3というように続いておまして、県下で1市、2市というところもございますが、関東地方の自治体が非常に多いという状況です。ここに挙げているのは、条例の名称中に

「市民参加」という文言が入っているかという面から調べたわけですが、自治基本条例、あるいはまちづくり基本条例の中で、市民参加制度を規定している自治体もごさいます。例えば、大口町はまちづくり基本条例を制定していますが、その中で参加制度の規定をしています。2ページの下段をご覧くださいと思います。調査しました51条例中、市民政策提案制度を規定しているのは13条例でありました。こちらの方も都道府県別内訳で申しますと、埼玉3、神奈川3、千葉1と、やはり関東の方が多くなっております。愛知県では1でございまして、安城市が規定をしているわけでごさいます。

表中、濃い影を付けています、神奈川県海老名市、千葉県四街道市などは、個人ばかりでなく、法人、団体にも政策提案の参加を認めた規定になっているものでごさいます。

また、前回、川口市市民参加条例にある「意見提出」を提案制度と捉えてご説明いたしましたが、その後、詳細を調査したところ、市民政策提案制度を考えたものではなく、市民から意見の提出があった場合の一般的な規定として、「誠実に回答するよう努める」と理念的な内容にとどまっておりましたので、訂正させていただきたいと思ひます。

次に資料2「政策提案制度」の方でごさいます。資料1の2ページ下段に挙げました13条例について、資料2の方では、一定の整理をいたしまして表にしました。その内容でごさいますが、まず、市民の定義とそれに関連いたします提案者の提出要件でごさいます。市民の定義につきまして、市民を個人のみと定義をしているのは和光市、久喜市の2市だけでございまして、他の残りの市は全て法人や団体も市民の定義の中に含めております。ただ、提案者の提案要件におきまして、法人や団体からの提案を可としておるのは、海老名市、四街道市、伊達市（北海道）、大和市、紫波町、北広島市（北海道）、安城市の7市で、残りの座間市、春日部市、苫小牧市、明石市の4市については、法人、団体を除外しております。

また、個人の提案要件中、年齢要件でごさいますが、13歳以上、中学生以上が、久喜市と四街道市の2市。18歳以上が、和光市、苫小牧市、明石

市の3市、それから20歳以上が座間市の1市でございます。年齢要件があるのはこの6市で、あとの7市は年齢による制限はありません。

次に、提案対象と対象外の項目でございますが、市の機関内部の事務処理の関するものというのは、どこの市もおおむね対象外としております。市税及びその他金銭の徴収については、対象外の項目となっております自治体が多い中、北広島市は、市税税率の引き上げを目的として行う条例の制定、改廃、及び、分担金、使用料と手数料の徴収について定める条例の制定、改廃について対象となっております。10ページの苫小牧市においても、使用料は提案対象の範囲内となっております。

提案の実績についても調べましたが、実績があるのは13市中、4市。ただ、あっても1、2件。他はない、あるいは把握をしていないというようなことで、実態としては、やはり提案実績があまりないという結果でした。

以上で説明とさせていただきます。

○会長 調査いただいた結果がそういうことで、なかなか、こういうものができたらすぐ動き出すという形のものではないということがよく分かります。それだけに、ここでつくるときに、何か実際に役に立つ、使えるものにしたというのが課題になってきますね。

今のご報告について、何か確認なりご質問があったらどうぞ。

年齢要件の、例えば”13歳以上”というのは自由に決めていいわけですね。市がそういうふうになれば。

○地域協働課長 年齢要件について、13歳以上というところもありますし、無条件というところもあります。それこそ小学生でも幼児でも、規定上は出せるということでもあります。年齢要件については、特に他の法律等での縛りがないという認識です。

○会長 外国人についてはほとんど規定がないんですね。

○地域協働課長 調べた範囲ですが、特に国籍要件までは規定はされていません。

○会長 だから含まれているとみていいんですね

○地域協働課長 はい。

○会長 制度というか、権利として定めるものと、日常的にちょっと役所に行ってというレベルとで差がありすぎて、制度に乗ってということになると、よほど本格的に市民の側も研究しないと、そういう提案はなかなかできない。ちょっと実態とは距離がある仕組みではある。それだけにそれを埋めるためにどういう工夫が可能かということですね。

それでは、資料3について説明していただけますか。

○地域協働課長 資料3の関係について、説明させていただきたいと思います。

江南市の市民参加条例の考え方(案)につきましては、市としての意思決定がされているわけではなく、あくまでも事務局の段階の案であるということをご承知おき願いたいと思います。

それでは、項目番号順に説明させていただきたいと思います。この参加条例につきましては、先回もお話させていただきましたが、平成20年3月27日に市民協働研究会の方から提言されました提言書の中の「江南市の市民参画、市民協働及び市民活動の推進に関する基本条例の制定に向けて」という提言で示されました中身の案文をベースにしまして、他市の市民参加条例なども参考にして作成したものです。章立てとしては、第1章総則と第2章市民参加という2章立て、その第2章の方については6節に分けて構成されています。

第1章、総則、1、目的でございます。江南市市民自治によるまちづくり基本条例の推進を図ることにより、市民自治によるまちづくりの推進に寄与することを目的としており、あくまで、まちづくり基本条例の子条例、関連条例であることを明確化しておるものでございます。

2は定義でございます。(1)市民でございますが、こちらの方については、先回の委員会でもお話しがありましたので、まちづくり基本条例では「市民」と「事業者等」をそれぞれに定義しておりますが、この参加条例では、両方を合わせたものを「市民」という考え方でいきたいと思っております。括弧書きは注意ということで、まちづくり基本条例の中の「市民」と「事業者等」をそれぞれ記述し、補足してあります。(2)市民参加でございますが、これはまちづくり基本条例第19条から引用したものでございます。(3)執行機関等

も、まちづくり基本条例の定義にあわせたものです。(4) 行政活動でございますが、これは地方自治法の第2条に規定するところにより事務を処理するために行う活動ということで、同条第2項によって、地域における事務及びその他法律、政令により処理することとされる事務と規定されています。通常の行政がやっている事務という考えで結構かと思えます。(5) 審議会等でございますが、地方自治法138条の4第3項の規定により、設置する機関。これは地方自治法で、執行機関の附属機関として法律、条例により設置された審査会、審議会などの機関のことでございます。それらに加え、市の政策の立案、実施、評価等について意見交換提言を行うため要綱等により設置する機関。法律、条例により設置されている機関と要綱等により設置されている機関。そういった機関を合わせたものを「審議会等」として定義していきたいと考えております。(6) パブリックコメントでございますが、これは現行いろんな計画、あるいは条例等で、市民の意見を聞いている制度でございます。現行行っているパブリックコメントと考えていただきたいと思えます。(7) 市民懇談会でございます。市の政策を策定するに当たり執行機関等は市民に対し政策案の趣旨、内容等の説明を行い、市民と執行機関が意見交換を行う集まりをいうものであります。戦略計画の策定、見直しの説明会、あるいはまちづくり基本条例についても市内10か所で懇談会を行いました。こういったものが「市民懇談会」に当たると考えております。(8) アンケート調査。これはその通りでございます。アンケート調査についても参加手続の一つとして含めていきたいということでございます。(9) 市民政策提案でございます。(1) から(8)までのものとはちょっと異質でございますが、(8)までのものが、執行機関等が市民に対して求めるものであったものに対し、この市民政策提案は市民の側から、自発的な提案がなされることを想定したものです。その提案を受ける制度を、「市民政策提案」として加えたわけでございます。市民が公共性及び公益性を踏まえ、具体的な政策を提案し、その提案を執行機関等が検討し、意思決定を行うとともに提案の内容、執行機関等の考え方等を公表する一連の手続きをいうということでございます。これには、もう一つ、執行機関等が市民に対して政策を求める場合もあろう

かと思えます。両方を合わせ、市民政策提案とお考えいただきたいと思いません。

市民参加の具体的な方法として、江南市の現状を鑑み、実施可能ではないかと思込めるものを参加手続きの項目としました。

第2章、市民参加。市民参加の具体的な内容になっています。

まず、第1節、市民参加の手续、3-1、市民参加の対象でございます。例えば、(1) 市政に関する基本的な方針又は制度を定める条例の制定又は改廃。(2) 市民に義務を課し、又はその権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃。申し訳ございません。最後の「もの」というのは、要りません。訂正をお願いします。(3) 市の基本的な政策を定めるもの、と続き、(1) から(6) につきましては他市の市民参加条例にもある標準的な内容のものであろうと思ひます。基本的に、(1) から(6) については、やはり欠かせない項目であらうと考へております。(7) 行政評価は、他市にはあまり見られない項目でございますが、江南市では現在、これも市民参加のもと実行しておるわけでございます。そういったことから市民参加の対象項目として加えさせていただきます。

3-2 は、執行機関等が市民参加を求めないことができるもの。市民参加の対象外という項目です。(1) 軽易なもの。(2) 緊急に行わなければならないもの、と(6) まで続きます。すべて他市の参加条例に見られる標準的な内容の項目であるというふうに考へております。それから3-3 につきましては、原則、市民参加に努めるものということで、可能なかぎり市民参加を求めていこうという考へ方に基ついています。

続きまして4、市民参加の方法でございます。さきほど定義でも挙げておりますが、審議会等への付議、パブリックコメントの実施、市民懇談会の開催、アンケート調査の実施、市民政策提案。最後、6番目に、その他執行機関等が適当と認める方法ということで、そういったものがあれば実施していくということでございます。

5-1、5-2 の市民参加手続の実施時期及び公表につきましては、執行機関等が、政策の立案から決定に至るまでの過程における適切な時期に、市

民参加手続きを行わなければいけない。また、できる限り早い時期に、分かりやすい方法で公表しなければならないとしたものでございます。

6-1、意見等の取り扱いにつきましても、参加手続で出された意見について総合的に検討していく。また、検討を終えたときには、その事項を公表しなければならないという規定になっているものであります。

4ページでございます。7-1、7-2の公表の方法ですが、(1)から(3)まで挙げてございます。(1)は、公表する事項をそれぞれ所管する部署の窓口での供覧又は配布。(2)はホームページの掲載。(3)は広報紙への掲載。

7-2では、別の方法があるときはその方法でも公表するというので、決してこの3つだけに限定するものではございません。

第2節からは、一つ一つの参加手続についての具体的な内容について規定をしております。

まず、第2節、審議会等。審議会等の委員の選任ということで8-1から8-5までございます。8-1で、執行機関等は審議会等の委員を選任するときは、委員の全部又は一部を公募で選考するものとする。公募を原則とするということを規定するものでございます。ただし書きは、法令等に委員の構成が定められているとき、あるいは高度は専門性を有する事案を取り扱う審議会等についてはこの限りでないということで、例外規定を定めています。また、公募委員を置かないときには、その理由も公表するということを8-2で定めております。

8-3でございますが、審議会等の委員の選任に当たっての努力規定です。男女比については、江南市では男女共同参画基本計画で、平成29年までに審議会の女性の登用率を30%に引き上げる目標を持っております。できるだけ女性を登用していくことです。それから委員の在期数。この是非について考える。それから他の審議会等の委員との兼職状況に配慮する。特定の個人に委員委嘱が偏るという傾向もございますので、そういったことの是非があらうかと思えます。そういったものにも配慮し、市民の多様な意見を反映するよう努めなければならないとしております。

8-4については、選任するときの公表事項ということでございます。

8-5は、選任したときの氏名と選任区分の公表ということでございます。

ここで、訂正をお願いします。8-3、8-5で、「市長等」とあるのは誤りで、正しくは「執行機関等」。また、9-1で「執行機関等」とあるのは誤りで、正しくは「審議会等」。いずれも、訂正をお願いしたいと思います。

9-1から9-4は、会議とその会議録の公開についてでございます。9-1では、審議会等の会議は原則公開するものとし、ただし書きで、その例外を規定しています。

9-2では、会議を開催するに当たっては、事前に次の事項を公表しなければならないということで、傍聴者等を想定した規定でございます。会議の名称、日時、場所等、議題等、傍聴人の定員。こういったものについて事前に公表するというところでございます。

9-3では、審議会等の会議が開催されたときは、会議録を作成し、不開示情報を除き、公表しなければならない。会議録の中身、日時、場所、出席者、傍聴人数等。こういったものも公表をするということでございます。

第3節、パブリックコメント。こちらの方は、現行行っているパブリックコメントの実施要綱に沿った内容でございます。

10-2では、現行のパブリックコメントの提出期間は、「1カ月以上」としておりますが、これを行政手続法のパブリックコメントの規定に合わせて「30日以上」としました。従いまして、例えば2月1日から、提出期間に入った場合は従来ですと、2月28日で終わりですが、3月2日までになるということでございます。

10-4では、パブリックコメントにおける意見の提出は、可能な限り多様な方法を認める方法により行わなければならないとしております。括弧の中は現在のパブリックコメントの募集方法でございまして、書面の持参、郵便、ファクシミリ、電子メールの方法がございます。

第4節、市民懇談会。こちらの方につきましては、市民の生の声を直接聞く必要がある場合とか、逆に執行機関等から市民に直接伝える必要がある場合において開催していく必要があるのではないかと思います。

11-1では、開催の日時、場所等の事前公表、11-2では、議題等の

説明に関する資料の充実を図る等、参加者の理解を深められるよう努めることを、11-3では、開催記録の作成、公表を規定しているものでございます。

第5節、アンケート調査。こちらの方につきましても、常に積極的に調査を実施するというよりは、12-1にあるように、一定の質問形式で多くの市民の意見を収集する必要がある場合に実施するものとして規定しています。事前の公表を12-2で、事後の結果公表を12-3で規定しています。

第6節、市民政策提案の手続。市民の自発的な提案を想定しておりまして、提出要件を、満18歳以上の市民、10人以上の連署としました。

13-2では、執行機関等は、政策の目的、提案の方法、必要な事項を公表して、市民に対し、政策の提案を求めることができるとして、執行機関等から提案を求める場合も想定したものです。

13-3は、提案された政策の取り扱いについて検討し、公表するとともに、提案者に対して通知しなければいけないとしているものです。

資料3については、以上でございます。

○会長 一通りご説明いただきました。前回の議論の中でも市民委員、早瀬さん、平松さんの発言で、現実にはしょっちゅう行政とは相談してやっているんで、わざわざこういう仕組みに乗せなくても、実際には意見は伝わっているし、しかるべく運用がされているというご紹介がありました。実施例があまりないというのは、機能していないというよりむしろ、そういうことから言うと、もっと日常的なところで機能しているので、余程何かあればこういうことになるけど、普通には、むしろ一つはちゃんとできているというふうに見た方がいいのかなという気はいたします。それで、いよいよというときにこれが本当に役に立つかどうかという視点で一つは見るということ。

それから、こういうふうには政策提言となってくると、議会がどう関わってくるかということがある。議会の方も政策形成をかなり大事なところに位置付けていらっしゃるんで、あまりこれとちぐはぐになってしまったり、二段構えになってしまったり、議会抜きにことが進んでしまうということも問題。その辺り、文言を入れておくなら、どっかに引っ掛かって、表に出ないでも、

その辺はこういう含みだというところがわかるような。かしこまった制度的なものにしておくと、その面がまた出てくる。そんな両面のことを配慮しながら。

さて、この内容でよろしいかどうかということになりますが、最初のページのところ、第1章はともかくとして、1の目的で、「まちづくりを推進に」というのは、「まちづくりの推進に」でしょう。

ここは定義ですから特に何かあればご意見いただきますが。主には第2章の内容を議論したいと思いますが、第1章について何かありますか。

○黒岩委員 確認なのですが。先回の委員会で、市民の定義付けということでお話しが出ておりました、会長さんの方からNPOの確認と事業者、こういうところがどうなるかとか。言葉的呢なのですが、地縁団体も事業者等に入りますかというお話があったと思いますが、その地縁団体という言葉、私たち公募で参加している人間にとりまして、初めて聞く言葉ですので、1ページに書いてあります自治会が地縁団体と考えてよろしいのでしょうか。

○地域協働課長 その考え方で問題ありません。

○森委員 事業者を市民ということで加える場合、いわゆる市民参加の方法として審議会とかパブリックコメント、それらすべてに対して、それが対象になるのか。あるいは、今度はその逆に意見を求める対象がいろいろあるわけですけど、それらすべてにおいて事業者も、この一市民という形で意見が述べることになるのか。その辺ちょっと整理をしておいた方がいいのではないかなど。すべてに対して、事業者そのものが意見を述べるということになると、ちょっと質が変わってきてしまうのではないかと思うのですが。その辺のところは全部同じ扱いだと考えてみえるのでしょうか。

○地域協働課長 例えば、審議会等の委員を選任する場合には、8-4で応募資格、あるいは応募方法が規定されておりますが、やはり応募資格の中に事業所代表というような形で選ぶのか、人を対象に選ぶのかというようなことになってくるかと思えます。一つ一つの市民参加の方法によって、事業所として参加できる、できないかは変わってくるかと思えますので、それぞれの市民参加の方法を考えていく中で、それぞれ考えるべきことと思えます。

- 会長 特に支障が起これるとしたらどんな事でしょうかね。どういう場合危惧していらっしゃるのか。
- 森委員 例えば、環境の基本計画を作るというときに、いわゆる市民、個人の意見と、事業者としての意見が出てくると、環境などの問題では、かなり利害関係が出てきたりするので、その辺のところの問題が出てこないかなと思うんですけど。事業活動に関わる問題が、環境なんかだと出てくるかと思うんですけど。
- 会長 いかがでしょうか。その辺は
- 野下委員 今のことに関連するんでしょうけど、あとから出てくると思うんですが、この市民政提案のところにもこの事業所、団体というのは、関連してくる部分だと思うんですが。先ほど事務局から、いろんな先進地の事例の項目を見させてもらいますと、「団体を含む」とか、「団体を除く」とか、こういうふうに明記をされているわけですし、今の段階の定義ですと、事業所というのは、当然、「市民」に入ってくるわけです。今、森委員がおっしゃったように、ある程度ここは「含む」、「含まない」と精査する部分が必要ではないのかと思うところがあります。
- 会長 どうでしょうかね。多数決で決めるという場合に、企業団体が意図的に並んで、ということになると確かに歪むということがありますけど。事業者の意見をちゃんと聞くということも必要なこともありますので。こういう場合は外して、こういう場合は入れてとなると、なかなか煩雑に…。
- 事務局（坪内） 事務局段階では、前回までは、「市民」の範囲は個人を対象にしていました。前回の委員会で、委員さん方から、まちづくりの担い手でもあるし、積極的に関わってほしい、事業者として提案もしてほしいという意見が出されたので、改めて持ち帰って検討した結果、今回、市民の定義に、「事業所等」も含めるという提案をいたしました。前回、最後にその方向でいきましょうという流れでありました。ただ、市民の定義としては、個人、法人、団体すべて含めて「市民」ということですが、個別の市民参加の手続きについては、参加要件を設けていくということはお話ししたところでは。

特に審議会の委員については、江南市の場合、個人に委嘱するという考え
方です。団体の代表者の方であっても、最終的には、その個人の方に委嘱す
るという形をとっております。審議会の委員については、もうこれは明らか
だということで、審議会のところでは、「個人に限る」というような条件も設
けてありません。実際の募集では、何歳以上の方とか、年齢要件を示して行
うこととなります。

また、パブリックコメントについては、江南市の場合は、現在、個人に限
っています。他市は法人も含めているところもあります。パブリックコメン
トは、意見を聞くということが目的で、意見が多いものを決定するという趣
旨のものではありません。現在のパブリックコメントの参加状況からみても、
対象者を拡大しても、提案件数が大きく増え、パブリックコメントの手続き
が滞るようなことにもならないだろうと判断しました。

市民政策提案については、前回、事業所も積極的に提案してほしいという
意見がありました。政策提案について、事業所、団体を認めると、その存在
がなかなか確認できない場合も出てきます。サークルとか、本当に活動され
ているのか確認できない場合でも、形式的に10名の要件が具備されていれ
ば、受理せざるを得ないのではないかと考えております。また、市外に住所
がある在勤、在学の市民の方もそれは同じで、本当にそこに住んでらっしゃ
るか、本当に市内の学校に在学しているのか確認できない。在学の証明まで
は求める考えはないので、記入があったものを信用すると。

参加できる者の範囲は、市民参加の手続きごとに整理することを提案してい
ます。最初の市民の定義で入っているからといって、そのまま全部入れると
いう考え方は、今持っていません。

○森委員 そうすると確認ですけど、審議会などについては、あくまでも個人、
パブリックコメントや政策提案ということになるといろいろな、それこそN
POですとか、団体だとか、あるいは事業所からの提案も受けるよというこ
とですよ。パブリックコメントはさまざまな意見がいろんな方法を通じて
市に提出されるわけだから、その場合に個人だけでなく、事業所からの提案
や意見も受け付けます。政策提案も受け付けます。それを是とするか非とす

るかは、受けた方の問題だから。そういうふうを考えていくといいのかなと思います。

○会長 受けてから、あなたのは駄目ですよ、受け入れませんよということはちょっと…。受け取ってからそういう判断していいのか。

○地域協働課長 パブコメの場合、どういう意見があったか。それをどの程度参考にするかの話になります。政策提案の場合は検討になりますので、あくまで実施できる内容かどうかの検討になりますので、受けることは当然します。ただ、実施に向けていくかどうかは受けてからの話になります。

○会長 門前払いはしないということですね。

○地域協働課長 そういうことです。

○古田委員 事例として調べていただいた他市の取り組みを見てみましても、提出要件の中で、具体的にやっぱり法人は除くとしているところが見受けられます。これは非常に難しい問題だと思いますが、やはり江南市全体のまちづくり等に関する問題をテーマにした場合は、このまちで企業活動をしていただく法人にも、それだけの発言権が認められるべきだろうと思いますので、やはりこれはテーマによって選択、振り分けていくより仕様がなっていないかと。法人は除くという市もあれば、含むという市もあります。江南市の場合、現在の方向性を見た場合に、やはり場合によっては法人の意見が求められる場合もあり、一概には言えないと思いますので、アンケート調査とかパブリックコメントの中では、テーマを絞ってやられると思いますので、そのような形で、完全に外すというのは避けた方がいいと思っております。

○会長 だいたい原案の方向でよろしいかと思えます。

○黒岩委員 資料3に「執行機関等」という言葉が出てきますが、「執行機関等」の定義ということで、市長とか教育員会とか農業委員と並んでいますが、最後にですね、「消防長」と記載されているのですが、私たちの考えでは、「消防長」ではなく、団体とか委員会とかの感覚で「消防署」じゃないかなどの気持ちがあったわけですが、どうしてこの「消防長」の表現になっているのでしょうか。

○地域協働課長 消防組織法であったかと思いますが、「消防長」は独立した一

定の権限を有するという事で、法律に列記されている他の執行機関と併せて「執行機関等」としたものでございます。まちづくり基本条例でもこのように表されているものでございます。もちろん、実際には、消防署と考えていただいて結構でございます。

○会長 だから市のところも市の職員でなく、市長になっていますね。それで全職員を代表している。

第2章のところ順番に行きましょうか。市民参加の手續の対象に「行政評価」も積極的に入れていきますということでした。

○森委員 第1章の定義ですけど、(4) 行政活動までであって、(5) 以降については、市民参加の方法とすごいダブルンですよ。しかも、市民参加の方法が6つまで書いてあって、さらに今度はひとつひとつについて手續きについて書いてあるものですから、3回同じことが書いてあるなあと思えて、ちょっと整理できないものかなあと思うんですけど。

○会長 定義だからね。

○事務局（坪内） 今回お示ししたのは条例文そのものではなく、あくまでも条例の考え方です。他市の条例を見ると、市民参加の具体的な手法を「定義」の項ではっきり書いてある場合と、具体的なメニューのところでは定義している場合と両方あります。どちらが分かりやすいかという選択だと思います。「審議会」とはこういうものだとということを確認してもらおう。実際の条文作成においては、分かりやすいという視点で進めたいと思います。

○会長 では、森委員のご提案は、むしろこのあとに生かしておくということで。「定義」も使うところに近い方が分かりやすいということはあるけれど、「定義」として一括した方が分かりやすいということもある。ただ何度も出てくるという印象はありますね。最後に調整しましょう。それでは、市民参加の手續きについて、ご意見をどうぞ。

○野下委員 ちょっと確認したいんですけど、2ページで市民参加の対象の中で3-1(3)の「市の基本的な政策を定めるもの」について、市民参加が対象になりますよというのは分かるんですけど、これは「変更」についてはどうなんでしょうか。他の市町で、提案対象の中に「基本計画の策定又は変

更」まで踏みこんでいるところがあるんですが、江南市の場合そこまで明記していませんが、この政策の策定又は変更の部分の考えはいかがでしょうか。そこまで市民参加としてはできるかどうか。

○地域協働課長 考え方としては、「定めるもの」の中に「変更」も含めておると思うのですが、それだと伝わらないということであれば、表現的にはちょっと考えたいと思います。

○会長 (4)、(5)も同じことですね。

○野下委員 そこまで考えてみえるなら、表現も丁寧にとします。

○会長 (1)で、「制定又は改廃」となっているので、他も同様に書いた方が一貫する。

○河井委員 3ページの中段の市民参加の方法のところですけど、現在ある「市長への手紙」の位置付けが、この条例の考え方、条例ではどういう位置付けになるか。

○地域協働課長 「市長への手紙」については、あえてこの条例の中に含める、明記する考えは今のところないです。それを廃することも思っていない。市民の声を聞くための一つのやり方として、今後も続けていきたいと思っております。条例ではっきりと規定しないとまずいという認識はありませんが、もし、こういったことが考えられるので、やはり条例で位置付けるべきだというようなことがあれば、ご教示願いたいと思います。

○河井委員 市民参加という条例をあえてつくるので、今ある制度をすべて網羅するのかなと思った。それが載っていなかったのも、どんなものなのかという気がしたわけなんですけど。

○会長 かなり制度化ということで一定レベル以上のものに限定をして、市長に直接、話しかけたり、市の職員、部長さん、課長さんに話したりするのも、これ(条例)に載っていないといけないのか、というのも困る。ある一定以上の制度化したものを規定する、それ以下のものは外すということはありませんね。

○地域協働課長 「市長への手紙」を決して軽く見るわけではございませんが、「市長への手紙」をこの条例の中で整理することになりますと、それだけこ

の条例の各規定に縛られることとなりますので、この条例での位置付けはしない方がよいと思います。それでも、あえてどこかに位置づけるとなれば、
(6) その他執行機関が認める方法に含んでいるという考え方でいきたいと思っています。

○会長 どうですかね。今の考え方は。

○古田委員 他市の事例を調べていただいた中で、どの市でも「市長への手紙」の制度があります。やはり併用してよりよい方向で市民の声を吸い上げる方法を採用していけばいいと私は思いますけどね。

○会長 条例外でね

○森委員 この条例の対象が、3-1にかいてある7項目。これに対してどういう市民参加の方法をとっていくか。そういうことになると思うので、「市長への手紙」というのは、それとは性格が違って、自由に市長に意見が言える一つのルートとして、手法としてあるわけなので、そういう「市長への手紙」で市長にいろいろ意見を言うものと、今回ここで検討している市民参加の対象とはちょっと違うんじゃないか。だから、そういう意味では、「市長への手紙」というのは、この中で位置付けるのはちょっと性質が違ってくるんじゃないかと思いますけどね。

○地域協働課長 今、森委員さんからは、自由なスタンスといいますか、フィールドの中で動けるようにした方がよいというご意見でございましたが、3-2の方で、例えば、市民参加の対象外、参加を求めないことができるものとして、外してあるものもございます。「軽易なもの」とか、「緊急に行わなければならないもの」などございますけども、「市長の手紙」は、建設的な意見をお願いしておりますが、実際には、むしろ要望といいますか、そういったものも多くございまして、この考え方でいう対象外に入ってくるものの方が多いのではないかと思っております。そのようなことから、それについて否定をするようなことではありませんので、参加条例の中ではすぐわなないことも出てくるので、あえて「市長への手紙」を位置付けない方がいいのではないかなというふうに考えるところでございます。

○会長 そうですね。3-2が生きちゃうと、手足を縛られるということが出

てきちゃうんですね。この制度の外にしておけば、何でも自由。二段構えであるということであればそれはそれで。

○河井委員 そうすると、今、「市長への手紙」で要望等、政策の要望もあると思うんですけども、一人で出せたものが、今度は10-2ですか。手続きのところ、13-1ですか、6ページですね、18歳以上の市民10人以上の連署というこの手続きが必要になってきますので、一人では出せなくなると解釈すればいいんですよ。

○地域協働課長 「市長への手紙」については、要望以外にこんなことが江南でできたらいいな。言い方悪いかもしれませんが、一人ひとりの市民が持っている夢も描き連ねている例が多いわけですけども、ここでいう政策提案というのは、その夢が、現実的に人を配したらできる、予算をこうすればできるよと。そういう骨格的な骨組みの部分もこの中に書き加えていただきたいと思っています。それが政策提案だと思っていますので、そういう意味では現行いただいている「市長への手紙」とは中身が異なるものだというふうに理解します。そういうことでありますので、「市長への手紙」を今後は受け付けないということでは決してございません。

○会長 「市長への手紙」で出てきてきたものを、13-1の方で改めて出してほしいという、行政から提出者に内輪に相談することも可能なわけですよ。

○地域協働課長 可能だと思います。その場合は、政策提案として、必要な肉付けをお願いしたいとか、いろいろあろうかと思いますが。現状でも「市長への手紙」の提出者の方へ直接お電話等で連絡することもございます。

○会長 内容次第ですかね。そういう活かし方もあると。

○黒岩委員 2ページなんですけど、市民参加の対象ということで、7番目の「行政の評価」。これはいいことだと思うんですが、今まで行政の評価というのは聞いたことがないのですが、どういう評価があるのですか。教えていただきたいと思うんですが。

○地域協働課長 現行、計画期間を平成20年度から29年度とする「江南市戦略計画」がございまして、その「江南市戦略計画」の進行を行うために実

施をしているところでございます。やり方は、事務事業、施策、政策と、いろいろなレベルで実施しております。事務事業というのは一つ一つ今市が行っております、運営委員会事務とか目標を立てた通り進んだかどうか、1年後に自分たちで評価します。最終、まとめたものを、公募市民も入ったまちづくり会議に提出しまして、そこでまちづくり評価をしていただきます。今やっている評価は、事務事業評価、施策評価、まちづくり評価と、レベルを追って実施しているところでございます。

○会長 「戦略計画」だから、ほとんどすべての事務が対象になっていると聞いていいんですね。

○地域協働課長 そうです。

○会長 かなり形式的というか、形に従ってやっている。

○森委員 この条例の中で、「行政評価」についてどういう市民参加を得て進めていくのか。今一つはっきりしないんですけど。

○地域協働課長 「行政評価」も市民参加の対象ということで、対象項目に挙げておまして、市民参加の手続は、まちづくり会議への付議、「審議会等への付議」と認識いたしております。

○会長 パブリックコメントの内容によっては、「評価」といえば評価に当たるものがあるわけですね。

○森委員 まちづくり会議の中でやっている行政評価では、一般の市民には分からない。それこそ職員の皆さんがまとめた行政評価の内容をオープンにして、そしてそれに対して市民に意見を求めるということをこれからはやっていかないと。一般の市民の方には、江南市がどこで、どういうふうに進んでいるかということが分からないんじゃないか。もちろんホームページなどで公表しても見ない人にとっては分からないですけど。それでも、その姿勢を示していかないと、市民参加ということにはならない。このままでいくとパブリックコメントになるんですかね。あるいは、今までやってきたような住民説明会のようなやり方。その手法はいろいろありますが、江南市の戦略計画に対し、市民がもう少しいろいろなところで意見が言える機会をつくっていく必要があるんじゃないかと。

○地域協働課長 現行、P D C Aというサイクルで進めているわけですが、終わった後については、評価をして次年度の事務事業、行政に生かしていくという繰り返しがされています。その中では、まちづくり会議の委員の方に意見をいただいておりますが、もう少し市民の意見を聞く機会の必要があるとのことご意見を承りました。現行の過程で問題があるのか。実際、どこでそれができるのか。ご意見として検討させていただきたいと思います。

○会長 この案では、3のところでは内容は規定して、あとは形をいつているだけだから、3-1(7)で入っているの、制度上どこでも対象になるということなんですね。それをそれぞれどこでやるのかは書いてない。場合によっては、3-2の排除項目の「事務処理に関するもの」に該当するものが出てくれば別ですけどね。「内部の事務処理」、これがどの辺までいうのかですけど。まあ、微妙なところがあると思いますけど。基本的には「行政評価」を対象にするというスタンスでやっている。各論のところに入れるなら、この辺なら書いたらどうかというのがあれば、またそこで言うことで、排除しているわけではありません。

○早瀬委員 市民政策提案について、実績としては他市でもあまりないとのことでした。先ほど会長さんがおっしゃったように、そんなにやらなくても、今江南市は上手に回っているのではないかというのが私の考えです。でも、この条例のポイントは、私たち市民が、こんなことがあればいいなという夢を実現するために、どうしたら一番うまく提案できるかということだと思っておりますよね。本当はこんなことをやりたいなと思う人が、どうやったら提案できるか。

私が住んでいる地域に、しみず公園というところがあるんですけども、しみず公園というのは、以前は水の中に入って遊ぶ場所があったんですけど、今は遊ぶ場所がないから、親水公園がほしいという提案を、宮後から前野にかけての古知野東小学校の子供が10年以上前を出して、それをまちづくり課の方で取り上げていただいたりしてできた公園で、4年くらい前に開園したんですね。私の住んでいる地域では毎週土曜日に掃除に行って、草取りをしたりして、子供も大人も楽しめる公園になっていています。そういう提案

はやっぱり、最初は子供がしているんですね。おそらく、それは学校が取り上げて、まちづくり課の方に提案して、という形で取り上げてもらったものだと思うんですけども。それが政策提案になるのかどうか、私にもよく分からないんですけども、そういうものが出てきたときに、どうやって意思表示をしたらここに入るのか。砕いて言うとそういうことではないかなと思うんです。市の方からこういうことはどうなのと聞かれて、そしてこういう方法もあるねと答える方法と、市民の方から、こういう方法があるわねと、10人以上でまとめていくという方法とあると思うんですよ。そういうことだと思いますので、もうちょっとなんとか分かりやすくないかなと思います。具体的にどこということではないんですけど、私たち一市民として提案したいとき、どうやったら提案したらいいのかが分かればいいなという気がします。

○会長 13-1のところです。10人以上の連署、これだとやりにくいですか。

○早瀬委員 どうやって提案したらいいのかということが入ってくると思います。

○会長 何が書いてあればいいんですかね。

○森委員 「市民が公共性及び公益性を踏まえ」となるともう分かんない。

○会長 最終的には分かりやすい表現にするように、改めて意識していきましょう。

○森委員 きょうはどこまでやるんですか。

○会長 今のところ、どこの部分でも。ただ順番でいえば、方法に入って「審議会等」のところでしょうか。

○森委員 5-1、市民参加手続の実施時期及び公表なんですけど、「政策の立案から決定に至るまでの過程における適切な時期に市民参加手続を行わなければならない」とある。この「適切な時期」というのは、いつなのかというのが、いつも私、問題にしているんですけど。例えば、パブリックコメントでいうと、ほとんどできあがった成案に近いものが公表され、これに対して意見を言うというのが今までのやり方でした。でもその過程が大事なので

あって、もうちょっと早い段階で、今こういう議論が始まっています。皆さんいろいろ意見を聞かせてくださいと。例えば、介護保険事業計画の策定について、1年目に市民アンケートをやって、2年目にいろいろ議論して、2年目の最後のところで、パブリックコメントの実施となるんですけど、そうではなくて、市民アンケートをやった、こういう意見が出たくらいのところで、できるだけ早い時期に、皆さんの意見を聞かせてくださいと。パブリックコメントというのは、特別な筋立てがあって、もう出来上がったものでないとだめなのか。それは江南市の裁量でもっと早くできるのか。一遍そのことを聞いたかったんですけど。できあがったもので意見を聞いても、字句の修正ぐらいにしかならないんですよ。だから「適切な時期」というのは、一体いつなんだろうか。

今、使用料の改定が市民の間で問題になっているんですけど。市民には全く公表されていない。この施設がいくらになるのかとか、無料のものがいくらになるのかとか。市民には一度も公表されていない。ここで、市民参加についていろいろ議論をやっているが、大きな変更が行われようというときに、まったくそのことはこっちに置いておいて、この議論だけやるのも私は変だな。やっぱり、できるだけ市の情報というのは、早く公表して、市民に意見を求めるということだと思うんです。その辺のところをもっとはつきりさせて、何か字句上の問題だけでやっても…。本当に市民参加で行政を進めようとするならば、情報公開、公表の時期を早めてやる必要があるんじゃないかと思います。

- 会長 今の意見は、おそらくアンケートレベルの話とね、パブリックコメントのレベル話とはちょっと違う。今、おっしゃったのはアンケートレベルで、いろんな意見を聞くという手法だと思うんですが、パブリックコメントというのは、ある程度方向性が出た上で聞くというのも必要なんですね。その段階の話なんで、それは区別して提案されていると理解します。
- 地域協働課長 「適切な時期」ということです。森委員の意見は、「できる限り早い時期」が、「適切な時期」だろうということと申しましたけれど、前の「市民自治によるまちづくり基本条例」の制定においても、できるだけ早い

時期にと、私どもも思っていました。議論の中で、今までにない条例であることから、早い時期の考え方だけをお示しするとすると、どういうふうにお示したらいいのかということが検討され、それは難しいのではないかと議論もありました。検討の結果が、一応、条例の素案的なものになってから、パブリックコメントを実施した経緯だったと思います。今回の市民参加条例につきましては、比較的早い時期の、今の予定では、来年の1月には実施したいと思っています。条例案の議会への提案時期については、前にもお示しいたしましたが、平成25年12月という予定を考えておりますので、その前の段階で。市民参加条例の考え方というようなものを、市民参加とはこういうものだよというもう少し分かるような形のものをお示しして、それに対して意見をいただけるよう、それも、できるだけ早い時期にやっていきたいというふうに考えておりますのでよろしく願いしたいと思います。

- 会長 これも市民から発議はできるわけですね。アンケートをやってくれとか。この段階で意見を聞いてくれとか。
- 地域協働課長 提案される政策の中身にアンケートも含まれていれば、提案としては可能かなと思います。ただ、アンケートの実施そのものは、執行機関等の意思で決めることとなります。提案を受けて、判断していく形になってくるかと思います。
- 会長 決定権は行政の方にあるにしても、提案、意見を言うことはできるということですね。
- 地域協働課長 そうですね。市民政策提案の中でも可能性はあります。
- 森委員 市民の立場からすると、そういう議論がされていること、あるいは計画づくりがされていることを知らないんですね。内部でずっと議論やってきて、今回のこれもそうですけど、内部でやってきており、確かにホームページにはいろいろ議事録なんかも載るわけですけど、一般的には知らないです。この参加条例そのものについても、私一番最初の時に言ったと思うんですけど、パブリックコメントだけではなくて、懇談会になるのか、シンポジウムになるのか、そういう直接市民の意見を聞く機会を作った方がいいと思うし、そういう形で広く市民に知らせるといった形でもいいと思うんです。

けど、大事なのは作成の過程が大事なのであって、その作成の過程をいかに市民に広く知らせ、意見を求めるか。そこのところが一番大事なところだと思わうんですけど。手法もいろいろあると思う。今回の市民参加条例についても、かなりもっといろんなこと議論するのかと思っただんですけど、かなり基本条例の19条で限定された手続き的なものを作っていくんだよということになったもんですから、半分は混乱しながら聞いているんですけど、その限定されたものの中にも、やっぱり広く市民に作成の過程を知らせて意見を求めるといふ、そこのところをしっかりとやっていかなければならないんじゃないのかなと思わうんですけど。

- 会長 手法として今、例を挙げられましたけど、そういうもの、説明会とか、研究会とか、広報に載せるとか等々、そういうのをやれるわけですよ。
- 地域協働課長 今ここでやっている手法、審議会もその一つ。今後予定をしていますパブコメも市民参加の一つの手法。それ以外でも市民懇談会、場合によっては市民アンケート調査などを、まちづくり基本条例の作成過程では、シンポジウム、市内10か所で大市民懇談会という形でやりましたが、今後どうしていくかについては、委員皆さんの総意で検討していくべきだと思っております。
- 会長 森委員がおっしゃった具体的なもの、それが活かせるようにということとは、頭の中にあるんですが、ただ具体的には、ないんですけどね。(森委員に対し) ちょっと例を挙げていただいて、こういうものがもっと活かせる表現があるのではないのかということが、思いつくかもしれませんので。最初、この会で何があると思っただけじゃなかったのか。どんな議論ができるのかと思っただけなのにという、何か抑えられちゃったという。どんな議論をすれば期待に沿うのでしょうか。
- 森委員 もう少し幅広い市民参加という考え方、その中には市民協働の考え方も入ってくるわけですけど。市がいろいろな事業を進めようとするときに、いろいろ意見を求めると同時に、市民のいわゆる直接の参加を求めていく、いっしょにやりましょうよという。だから、市民委員会だとか、そういうものをいろいろ作って、そこで議論を重ねながら、一つのものを作り上げてい

くというようなことも考えていたんですけど、実際にはもう少し狭い範囲で、基本条例19条の2項の枠の範囲の中での市民参加ですよということだったもんですから、それに限定した形の中で、どうやって市民参加を広げていくかということ振り返って来つつあるんですけど。

○会長 今おっしゃった「協働」のようなことで市民が…。どんなことですかね。例えば環境なら…。

○森委員 例えば、環境基本計画を作るときなんかには、審議会と一っしょにワーキングのグループができて、そしていろいろな実践的な討論をやって、それが活かされてきていると思うんですが、そういうようなものももっといろいろなところでやられていくといいんじゃないかな、というような考え方は持っていたんですけど。

○会長 今のご提案は、市民参加手続の中に、おっしゃったような、実際に現場で議論するワーキンググループ云々だとか、もう1、2入れるということでしょうか。

○地域協働課長 先ほど説明いたしました、審議会等から市民政策提案まで5項目を挙げましたが、今の江南市の現状をいろいろ鑑みて、これなら実施可能として、参加も見込めるというような実施可能と見込めるものを考えて項目化をいたしました。他にも市民委員会とか、そういった市民参加の手法を条例の中で規定しておる市もございますが、今の段階ではちょっとどうなのかなあと。現実からしてどうなのかなということも考えまして、この中には含めてはいません。どんな市民参加の手法を条例化していくか、今後、委員会のご意見もお聞きした上で加えていくべきだろうと思います。

○会長 具体的にどうなるかの前に、イメージとして、こんなこともやってきますよと、それをシンボリックに何か入れるならそれはおもしろいですね。どんな言葉で入れるのか、どういう行事を入れるかをお考えください。

○森委員 前回から今回までの議論やら配布された資料を見ると、どうしても手続きのものに思えてしかたがなかったんですけど、もう少し幅広い考え方で、この中に加えていくことは可能なわけですね。そういうワーキングのグループを作って、もっと幅広い市民参加で政策を作っていきましょう

というのは。

- 会長 条例というと、いろんなことがあって、すべてそれをひっくるめた原理と思っちゃっているんですが、おっしゃる通り、確かにそういうことが豊かに入ってくれば、また印象も違うということなんですが。ちょっとこれは宿題にして、あまり形式上のものに限定しないいろんなイメージの湧いてくるようなことをなるべく加えていくと。
- 地域協働課長 私どもも不認識のものもあったかと思いますが、例えば、審議会なら、審議会というものを形骸化してはいけないと思っております。そうではなしに、それをさらに活かすために、下部的の組織、分科会といいますか、そういった参加のイメージが湧くような表現も考え、この中に加える方向で検討していきたいと思えます。
- 会長 実際、「市民懇談会」と書いてあるこの中で、もっと具体的にやればいいということであれば、既に含んではいるんですけどね。ただ、読んだときに枠をはめるようなイメージがあるなら、それをほぐすために具体的な例をなるべく挙げるといったことだと思えますね。
- 地域協働課長 書き加えることによって、逆に複雑になってもとは思いますが、できる限り分かりやすくなるような形を考えたいと思えます。
- 会長 「ワークショップ」なんてのは、入れておくといいかもしれませんね。
- 地域協働課長 はい。
- 庄田委員 前回欠席したものですから、議論の流れに反するような質問でしたら申し訳ございません。ただ、今日参加させていただきまして、感じたところで、またイメージをしていきたいなというようなところで、各執行機関より求められた市民参加については、個人的にも法人としても積極的に参加していきたいと思っています。市民参加の方法が列記されていますが、少しイメージをしたいのは、実際に今想定すると、3-1「市民参加の対象」の対象内で、実際に市民参加を求めているものは、年間どれくらいの件数、ざっとでいいのですが。ただ、パブリックコメントであったり、アンケートであったり、さまざまあるかもしれませんが、どれくらいなのか。時期、また期間というのがバラバラで想定しにくいところはあるかもしれませんが、分か

りやすい公表には、そういったボリュームの把握もあった方がいいのではないかと。だいたいどれくらいの件数が各執行機関から出るのか。よろしく願います。

○地域協働課長 現在、年間のパブリックコメントの件数ですが、去年の例ですと、環境基本計画や介護保険事業計画に対するものがありました。市民の生活に直接関係するようなものは、パブリックコメントを実施しています。パブリックコメントだけを考えますと、年間5、6件はあろうかと思えます。それから計画策定の過程において、こういった審議会的な組織への付議もまでするはずだと思います。

○会長 こういう審議会は今いくつあるんでしょう。

○地域協働課長 法律、条例により設置された審議会等は20余りあります。

○会長 アンケートは定期的にやっていますか。

○地域協働課長 アンケートは戦略計画の策定や見直しのときや、健康日本21こうなん計画、江南市介護保険事業計画の策定過程で実施されています。パブリックコメントほどはしていないと思います。

○会長 専門分野ごとにあるから、回数は少ないですね。4「市民参加の方法」のところの追加は宿題として、5以下のところで何かありましたら。

7「公表の方法」ですが、これ以外に「この問題については、ちょっとここへ来て説明してほしい」というような要望があった場合、いわゆる出前講座のような出張説明会というようなものは考えられませんか。

○地域協働課長 それを常時やる、経常的な方法としては考えていませんが、7-2で「効果的かつ確実に公表する別な方法があるときは、その方法によることができる」とありますので、こちらに含めて考えたいと思います。それを含めてやる方向です。

○会長 可能なわけですね。

○地域協働課長 はい。

○会長 この提示されているものでも可能であるということですね。書いてあるとないのでは、イメージが随分違うということです。整理するとなかなか見えなくなってしまう。行って説明しますというのは、かなりのサービスだ

ろうけど。あと他のところでいかがでしょう。

○黒岩委員 4ページのところなんですけど、審議会等の委員の選任に当たって、男女比とかの説明がございしますが、先ほどから森委員や早瀬委員から、我々男が考えつかないような、生活に即した意見があると思うんですけど、東日本大震災でもですね、その後に防災とか減災とかの委員会が設けられ、その中の女性の参加を多くした方がいいとの意見も聞いています。先ほど説明の中での男女比、女性の方が目標は30%くらいという説明があったわけですが、例えば、この委員会でも当初から男女比を考えられて、公募や委員の選出があったのか、その辺のところ。私的には男女比を5対5でやっていけば、かなり実りある意見も出てくるのではないかと考えています。その当たりの方向性を教えていただきたい。

○地域協働課長 男女比の関係については、本来でしたら5対5であると思っています。現実には、審議会等の女性の登用率は24.18%になっております。8-1で委員の選任のところ、「高度な専門性を有する事案を取り扱う審議会等であるとき」と書いてありますが、市民参加条例でもそうなんですけれども、いろんな方の意見を聞く場合において、全て公募市民であればいいのですけれども、やはりそうではない。今回の場合ですと市議会議員の方もいらっしゃいますし、それから各法人代表の方、まちづくりの関係の団体の方にもお願いをしているところがございます。そういった方にお願いをする場合、女性にということが難しい部分がありますので、常に男女比を頭に置きつつ、現実に沿った形になってきますので、両方を考えつつ配慮していきたいと思います。

○会長 あとどうでしょう。

○野下委員 第6節「市民政策提案の手続」について、13-1で、案では「満18歳以上の市民は」という形になっております。特に市民政策ですから、市民の方がこういうことを政策的に提案したいという場合の年齢制限なんだろうけど、先ほど早瀬委員さんがおっしゃった部分非常に大事な部分があると思うんですね。これ非常に難しい部分もあるんでしょうけど、子供の視点から見てというところも非常に大事な部分の政策に絡んでくるケースがあ

と思うんですね。そうしたときに「18歳以上」ですと、それにすぐわないということがあったりします。まちづくり基本条例の第4章で「協働によるまちづくり」というのがあって、この第11条に、「子供の参加」という文言が入っています。お子さんがどのようにまちづくりに対して、市民参加に対して絡んでいくのかということについて、ここに「子どものまちづくりへの参加、多文化共生への配慮等をするよう努めます」と謳ってあるものですから、できたらもう少し年齢を下げるということも考えられないかなと思うんですね。「中学生以上」とかですね、どうかと思います。もう一点は、この13-3のところ「提案した市民に対し、通知しなければならない」と書いてありますが、これはどれくらいの期間を区切ってそういうことを考えているのか。ある程度期間を区切って回答しなければいけないと思うんですが。その点、他を見ますと「3カ月」とか「6カ月」とかありますが、その2点について自分の考え等も含めて申し上げたんですが、どうでしょうか。

○地域協働課長 まず年齢については「18歳以上」という案にしましたが、資料1の13市の中には、実は年齢制限がない市もいくつかあります。その辺については門戸を広くという扱いをしているところもあるので、もう一度考えてみたいと思います。それと通知の時期ですが、政策の提案ということで予算が絡む場合もありますので、その場合は予算編成を経ないと回答できない場合もあります。回答に予算根拠が必要な場合、回答の通知は遅くなる可能性があります。出された時期とその中身にもよりますので、その辺、政策提案手続ということで、これが条例化されてくれば、実施要綱的なものも必要になってきますので、その中でどの程度具体化するかわかりませんが、検討することとなりますので、よろしくお願いします。

○野下委員 今、おっしゃったように、年齢要件を取払うことにより、すべての市民の皆さんから幅広いご意見を聞く、政策提案ができるチャンス。これが結構大切な部分だと思うんですね。政策提案したいけどどうしたらいいかというときにこういうのがあると、10名連署とかあるかもわかりませんが、そういったチャンスを是非こういう中で活かしていただきたいというこ

とと。それから、通知の時期的なところは、多分ないとは思いますが、放っておかれるのが一番困るわけですので、そういった部分については配慮していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

- 会長 具体的な表現を入れるか、「適切な時期」とかでしょうかね。
- 地域協働課長 他市の事例なども調べまして、適切な表現などがありましたら検討したいと思います。
- 会長 5節「アンケート調査」のところで、お尋ねを含むのですが、大体、行政がアンケートをやっても、その結果の扱いが本当にもったいないというか、単純集計だけして終わるということが多くて、あのデータを使って、もう少し立体的な分析ができるのではないかと思うんだけど、それは第三者にデータを出すことができないというところで、なかなかそれが活用できない状況がありますね。それはどうですかね。調査を実施する際、必要な場合にはデータを利用することがありますよ、よろしいですかと、その同意の上で回答してもらおうということがあれば使えるんですが。名古屋市でもこういうのがあって、原則として駄目。例外は何かというと、法令に基づく場合とありまして、ほとんど使えないということになる。研究者はデータがほしいということがあるんで、せっかく調査をやっているなら、もうちょっとというのがあるんですが、できないでいる。あらかじめアンケート調査票に同意さえ得てあれば、できるのではないかと思うんですけど。その辺はどうなんですかね。
- 地域協働課長 他の計画策定などのデータとして使うことがありますということを書くことにより、調査回答への協力が減ることがなければいいんですけども、その辺、個人情報ではないんですけど、答える方がそれをどのように感じるかなあとは思います。少し慎重に検討させて下さい。
- 会長 調査票には、個人が特定されるような公表はしませんというのはよくありますよね。マスとしてのデータをまったく使ってはいけないというのはもったいない気がしますね。
- 地域協働課長 今のお話しは、12-2では、使う目的を公表しなければならぬとありますが、公表する際に、使う場合がありますということを、あ

らかじめ書いておくことが可能かどうかということだけだと思いますので。

○会長 この条例のレベルではないと思いますけど。市民政策提案で、こんなことを考えてほしいと提案した場合、市民懇談会の方に載せていくというのは、これは市の判断で可能なわけですか。「市民で検討してほしい」という内容の出し方は。

○地域協働課長 執行機関等が政策提案を求め中、提案が集まらないというのであれば、それこそ出前講座ではないですけど、それぞれの場所に行って、趣旨をお話しして、政策提案を求めていますという姿勢を見せる必要があるかと思います。

○会長 市民が、直接市民に呼びかける懇談会というのは難しいけれど、一旦受け止めた市が、このテーマでもっと市民の声を聞いて、懇談会形式に載せましようという形ができればということですね。これ市の方の判断だから、テーマによってはできるということですね。6節だけでいうと、出しっ放し、後は答えを待つだけという印象があるので。

きょう、ずっと全体について、いろいろご意見をうかがってきましたけれど、ご要望としては、なるべくこれを膨らまして、読んだ人に使い方が目に見えるようなものになればいいと。それから、提案する人も、参加する人の層もなるべく広く、事業者等のところと、年齢のところ等々含めて、方向としてはそのような議論でした。

○河井委員 不開示情報という言葉が出てくるんですけども、これの説明はどこかに記してありますか。

○地域協働課長 6-2、3ページの下です。

○河井委員 はい、分かりました。

○会長 いくつかの宿題を、これは事務局の方だけではなく、委員みなさん方も、膨らませる言葉としてお考えいただければと思います。きょうの各論的な議論を踏まえて、次回以降の進め方を提案下されますか。

○地域協働課長 きょうは資料3について、皆さん方からご意見をいただきました。それらの意見や、宿題とされた内容を反映した資料に直してまいります。市民参加条例のパブリックコメントを来年1月に予定しておりますが、

先ほどの森議員さんの言葉でないですけど、できてしまったものでパブリックコメントを実施するのではなく、できるだけその前の段階で、こういうような考え方で市民参加条例を作るんだよと、市民の方に分かりやすいようなものをパブリックコメントにかけていきますので、その内容のものを次回の委員会で検討していただきたいと考えています。

○森委員 これ全部、「執行機関等は」というようになっているのですが、特に市民政策提案などあった場合には、さっき先生の方からちょっと出たんですけど、市長なり教育委員会なりそういうところでだけで検討して市民に回答していくのか、もう少し市民レベルで協議会のようなものがあって、そこでこれについて受け止めるのかどうするのかについて議論する場所というのは今のところ考えてないのか。

○地域協働課長 予定には入っていません。

○森委員 全体の市民参加条例の推進状況をチェックする第三者の機関というのを作っているところもいくつかあるように思ったんですけど、そういうものというのは必要なんじゃないのかな。例えば、市民政策提案などがあった場合、一定の報告などもいただく、その提案を市民参加で議論する場があった方がいいんじゃないかと思うんですけど。

○地域協働課長 この条例のプロセスの中での、市民参加の一つの手法の提案だというふうに理解してよろしいですね。

○事務局（坪内） 事務局が提案制度を条例で規定している各市へ運用についても調査いたしました。提案内容の所管課で検討して、回答していくというところが一番多い状況でした。外部の市民の方の入った会議、例えば、こういった推進会議で意見を聞いた上で結論を出すというところもあったんですけど、そうすると提案受付から回答までにそれなりに時間がかかる。まず、会議の招集から始めていかなければならない。先ほど話しがありましたが、次年度の予算編成に間に合わせようとする、7月頃までに募集する市もありました。年に1回じゃ少ないので、半年後の1月頃にまた募集している。結局、実際に年に2回しか募集していない。その間はどのようにしているかという、待ってもらって、募集期間に出してもらおうという運用をしていると

ころもありました。市民の入った会議などに、提案内容に対する意見を聞くとなれば、少し時間をちょうだいする形になると思います。提案から回答までかなり時間を要することになり、タイムリーな対応はできず、それに対する批判があるかもしれませんが、そこを通すと、通すなりの時間がかかるのは間違いありません。今のところ、事務局段階での考えですが、担当課を中心に検討していくことを想定しています。

- 会長 13-2のところ、執行機関等が独自の判断で提案を求める他に、13-1で提案されたものについて、あらためて市民に提案を求めることができる、ここに並列に並べることができれば、市が独自に判断することもできるし、13-1で提案されたことについても、市民に対し提案を求めることができる。そういうことであれば両方この条文の中でできる、処理できそうな気がします。執行機関等が必要と判断すればということですがね。それは宿題の一部ですね。

いろいろ聞いていただいて、波多野委員さん、何か最後にご感想なり、ご質問あれば。

- 波多野委員 「パブリックコメント」と「市長への手紙」というのが別のもので、重みというか、出したときの行政側のとらえ方の違いというのが、きょうの会議で分かったんですが、逆にパブリックコメントとして、私たちが出したものが採用されなくても、「市長への手紙」としてもう一度出すことは可能なのでしょうか。逆に「市長への手紙」として出したものが、大きくパブリックコメントとしてもう一度審議していただくことはできるのかなあと思いました。あと市民政策提案ができる市民を、例えば13歳以上にするなら、13歳くらいの子供たちにも分かりやすい内容だといいなと思いました。

市民参加の対象についての議論もありましたが、対象でないものが増えていってしまうと、私たちはやはり構えてしまうというか、出したくても出せなくなってしまうので、できましたら対象であるものを多くしていただいきたいなあと。対象かどうかの判断がつかないものは出してもいいと、歩み寄ったような条例をつくっていただければいいなと思いました。

- 地域協働課長 「パブリックコメント」は、市がつくった計画案などがあり

ますと、その計画案を皆さんに示し、それに対する意見をいただくものです。

「市長への手紙」は、そういうことは一切関係なしに、市の方がテーマを示すことなく、例えば、ここの市道が暗いから電気をつけてほしいとかといった要望、あるいは、ここの場所に公園を造ったらどうかといった意見、提案を出すのが「市長への手紙」。

政策提案については、門戸を広く、対象項目も広くというようなご意見ですが、ここに挙がっているのは、限定された地域にのみに関わる話しではなく、できる限り多くの市民の方が関わるような話しについて、市民参加の機会を求めていきたいということです。その辺については、どの程度の市民に関わってくるのか、権利義務に関わってくるとかが目安になると思いますので、そういったことから、市民参加の対象項目が決まってくる部分があるかと思しますので、その辺についてもご理解いただきたいなあと思います。

○会長 「市長への手紙」に出てきたり、日常的にいろいろ行政に言ってくる意見でも、市の方が主体的に考えて、これは市民の声を聞いた方がいいとか、ちゃんと審議した方がいいというものは、そういうこともできるということですね。

○地域協働課長 「市長への手紙」だから軽く扱っているということではなく、現状分析もしますし、誠意をもって対応しています。もちろん、すべてが実施できるということではなく、できないものについては、その理由を示して回答しており、「市民の意見」への対応は、何であれ変わらない。

○会長 もしそういうスタンスなら、最初の目的の記述あたりに、これは重大に扱うものということですをちょっと書き加えていけば、分かりやすいということと、決してこれに限定するものではなくて、むしろ、いろいろなことを、できるかぎり市民の声に基づいてやる仕組みを作るものというようなことで、やっていただければ。入口はどこからでもいいと。

○地域協働課長 今おっしゃいましたように、パブリックコメントで示すときには、条文だと分かりにくいところもあるかと思しますので、こういう考え方でつくるんだよというのを、分かりやすいような形で、その「市長への手紙」というのは一つの例だと思いますけども、「市長への手紙」はこういうこ

とをいうのに対して、市民参加はこういうことをいうんですよというようなことが分かるようなものを作っていきたいと思います。

- 今までの議論を踏まえ、市民参加条例上に係るパブリックコメントの案を作成する。
- パブリックコメントで市民に示す案は、すでに出来上がったような”条例案”ではなく、市民参加条例の考え方を示すものとし、例示などを盛り込み、分かりやすいものに努め、市民の意見が今後の条例作成に活かせるようなものにする。

2. その他

- 会長 次回の日程について、事務局から何か考えがあればお願いします。
- 地域協働課長 会場の手配などもございまして、8月1日、水曜日、午後を提案します。皆様のご都合はいかがでしょうか。

〔日程調整〕

- 会長 次回は8月1日、午後ということでよろしく願いいたします。それでは、きょうはこの辺で、閉会とします。お疲れ様でした。

- 次回の開催日程 平成24年8月1日（水）午後1時30分
市役所 3階 第2委員会室
- 次回の議題 市民参加条例について
(市民参加条例に係るパブリックコメント)